

参考資料
(関係法令)

社会教育法（昭和24年法律第207号）（抄）

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べる
こと。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるこ
とができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に
関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者
に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要
な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員
の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

大分県社会教育委員条例（昭和24年大分県条例第40号）（抄）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条に基づき社会教育の振興に資す
るため大分県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第2条 委員の定数は20人以内とする。

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行
う者並びに学識経験のある者の中から、大分県教育委員会（以下「教育委員会」と
いう。）が委嘱する。

第4条 委員の任期は2年とする。欠員補充の場合は前任者の残任期間とする。た
だし、特別の事情ある場合は任期中解嘱することができる。

第5条 委員は年3回会議（以下「委員会」という。）を開く。ただし、必要に応じ
て臨時に開くことができる。

第6条 委員会は教育長が招集する。

令和3・4年度 大分県社会教育委員会議 建議
『学校を核とした地域づくりの具体的方策について』
～子どもと大人が学び合う地域づくり～（概要）

学校と地域の連携・協働の現状

「コミュニティ・スクール(学校運営協議会)」

・地域と学校が「育てたい子ども像」や「目指すべき教育のビジョン」を共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みのある学校

「地域学校協働活動」

・地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、子どもの成長を軸に地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う活動

地域の活力低下と子どもを取り巻く環境の複雑化への対応には一体的推進が必要

学校と地域の連携・協働の必要性

1. 地域人材・次世代リーダーの育成

- ・連携・協働の中核となる地域学校協働活動推進員等の育成と配置
- ・高校生や大学生を担い手として育成

2. プラットフォームとしての学校

- ・人々が集まる場としての学校の活用

3. 子どもたちの地域への愛着

- ・地域学習による帰属意識の醸成

4. 協力と適切な分担

- ・地域学校協働活動に対する教職員の理解
- ・目標や課題の共有と共に活動する場の設定



各主体に求められること

1. 学校(教職員)

- ・地域との主体的な関わり

2. 地域

- ・住民の地域学校協働活動への主体的参画
- ・大人自らが学ぼうとする姿勢

3. 子ども

- ・地域の多様な人々との関わり
- ・将来の地域の担い手としての当事者意識の醸成

4. 保護者

- ・学校の教育活動への参加
- ・地域活動への参加

5. 企業・団体

- ・社会貢献事業の実施
- ・地域学校協働活動の新たな連携先として

6. 行政

- ・他部局との連携の仕組みづくり

教育行政への期待

1. 社会教育行政と学校教育行政への期待

- ・共通のビジョンを持ち、協力して「学校を核とした地域づくり」に取り組む

2. 県教育委員会への期待

- ・市町村教育委員会に対する、人材育成支援や相談体制の強化

3. 市町村教育委員会への期待

- ・活動への参画に向けた啓発活動や情報提供の実施
- ・将来の地域の担い手となる人材の発掘や育成

子ども

地域の未来を切り開く
人材として成長を

大人

子どもの教育活動に参画
する中で新しいつながりを

子どもと大人が学び合う仕組みづくり



大分県社会教育委員会議による建議

学校を核とした地域づくりの具体的方策について
～子どもと大人が学び合う地域づくり～

大分県社会教育委員会議

令和5年3月22日

はじめに

平成29年に地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため社会教育法を改正し、地域学校協働活動に関する連携協力体制の整備や地域学校協働活動推進員に関する規定が整備されました。

一方、大分県では、これに先立ち、子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り支援するための仕組みである「協育」ネットワークの構築を全県的に進めています。

このような中、大分県社会教育委員会議では令和2年度に「地域の持続的発展に資する人材の育成」をテーマに建議を提出しました。そして昨年、この建議の視点から県教育委員会の事業視察を行ったところ、社会教育に関わる幅広い人材発掘の必要性や、社会教育と学校教育の連携・協働の重要性を再確認することができました。

そこで、今年度は、人材育成・発掘のより具体的な手法として、「学校を核とした地域づくりの具体的方策について～子どもと大人が学び合う地域づくり～」をテーマに議論を重ねました。その議論を受け、本建議では、学校と地域の連携・協働の取組の充実・深化には、これまでの公民館を中心とした社会教育の取り組みの充実に加え、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進と、その取り組みを通じて子どもや地域住民、保護者等が学び合い、将来の地域を担う人材として育つことが重要であると提言しています。

「学校を核とした地域づくり」とは国の政策課題であり、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域コミュニティの活性化を図るものです。

地域の人的資源や教育資源を活かして、子どもの学びを豊かにする。そこに地域(社会教育)の出番があります。学校は子どもの学び舎ですが、そこに地域の大人が関わることにより、子どもの学びの質が向上し活動の幅が広がります。また、地域の大人にとっては、新たな活動に取り組み、新たなつながりを作る場となりえます。これが学校教育と社会教育の連携を生かした、これからの地域づくりの姿ではないかと考えます。

本建議において示した「学校を核とした地域づくり」としての取り組みが、将来の地域の担い手である子どもの豊かな学びと、地域活動の活性化の一助となることを期待しています。

令和5年3月
大分県社会教育委員会議

【目次】

はじめに

第1章 学校と地域の連携・協働の現状	
第1節 社会の動向(子どもたちを取り巻く教育環境)	1
第2節 学校と地域の連携・協働をめぐる大分県の現状	1
1. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動	
2. 「協育」ネットワークの取り組み	
第2章 学校と地域の連携・協働の必要性と課題	
第1節 学校と地域の連携・協働の必要性	3
1. 地域人材・次世代リーダーの育成	
2. 学校のプラットフォームとしての可能性	
3. 地域への愛着の育成	
【事例1】地域と連携したふるさとを愛する子どもの育成(中津市今津コミュニティセンター)	
4. 教職員の資質向上	
【事例2】多様な地域人材と教職員との連携(佐伯市立明治小学校)	
第2節 連携・協働の課題と留意点	6
1. 核となる人材の育成・配置	
【事例3】地域学校協働推進員の効果的な配置による活動の充実(別府市立中部中学校)	
2. 学校の統廃合に伴う課題	
3. 地域と学校の協力と適切な分担	
4. 学校と地域との目標や課題の共有	
【事例4】好循環を生み出す学校と地域の目標・課題の共有(大分県立久住高原農業高等学校)	
第3章 今後の連携・協働に向けて各主体に求められること	
第1節 学校(教職員)	10
第2節 地域	10
第3節 子どもたち	11
【事例5】地域課題解決とまちづくりの取り組み(佐伯市立鶴谷中学校)	
第4節 保護者	12
第5節 企業・団体	13
第6節 行政	13
第4章 教育行政への期待	
第1節 社会教育行政と学校教育行政への期待	14
第2節 県教育委員会への期待	14
第3節 市町村教育委員会への期待	15
おわりに	16
【巻末資料】	
大分県社会教育委員名簿	17
調査審議の経過	18
関係法規	19

第1章 学校と地域の連携・協働の現状

第1節 社会の動向(子どもたちを取り巻く教育環境)

地域の活力の低下とともに、子どもを取り巻く環境の変化が大きな社会問題となっています。近年では、少子化や家族形態の変化、人間関係の希薄化、伝統文化等の学習機会の喪失、コロナ禍による体験的な学びの機会の減少等問題が山積みです。

社会教育は、このような状況を少しでも改善するため、公民館や図書館、社会教育団体、青少年教育施設などが様々な取り組みを行ってきましたが、人口減少や地域コミュニティの縮小等の中で、有効な方策が見出し難い状況となっています。

学校においても、いじめや不登校、貧困、外国籍児童の増加、インターネット上の諸問題、多忙化等、対応すべき課題が複雑化・困難化し、学校だけでの対処は困難となっています。

おりしも、新しい学習指導要領では「社会に開かれた教育課程」により、学校と地域社会がさらに連携していくことを要請しており、子どもたちの豊かな成長のためには、社会教育と学校教育が地域社会の中で協力し合い、社会総掛かりで取り組むことが必要とされました。

このような中、学校と地域住民等が力を合わせ学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と学校と地域がパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的実施が進められています。

本社会教育委員会議では、地域活力の低下を防ぎ、子どもたちを取り巻く教育環境を改善していくためには、「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の一体的な実施に社会教育がさらに貢献し、「学校を核とした地域づくり」を力強く進めていくことが必要と考えます。

第2節 学校と地域の連携・協働をめぐる大分県の現状

1. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動

「コミュニティ・スクール」とは、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、地域と学校が「育てたい子ども像」や「目指すべき教育のビジョン」を共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みのある学校のことです。

令和4年度には、大分県におけるコミュニティ・スクールの導入率は小中義務教育学校の90.6%となっており、全国的に見ても高い割合を示しています。

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、子どもの成長を軸として、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

この活動により、地域と学校が協力し合い、意見を出し合い学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図り、地域の創生につなげていくことが期待されます。

2. 「協育」ネットワークの取り組み

大分県では、従前から、公民館等を拠点として、学校、地域住民、関係団体などをつなぐ役割を担う「協育」コーディネーターを中心に、地域や学校における教育活動を企画・実施する仕組みである「協育」ネットワーク活動に取り組んできました。

社会教育法に地域学校協働活動とそれを担う地域学校協働活動推進員が位置付けられてからは、さらに学校との連携・協働体制を強化し、コミュニティ・スクールとの一体的推進について県内全域での展開を図っています。中でも、学校と地域の連携・協働の中核を担い、学校との連絡窓口や住民、保護者間の調整役となって協働活動を推進していく地域学校協働活動推進員等の役割は重要性を増しており、県ではその配置を推進してきました。

現在、県内ほぼ全ての小中学校区に「協育」ネットワークが整備されており、地域住民、保護者、企業、団体等、様々な関係者の参画を得て、学校に対する多様な協力活動、放課後や土曜日の学習支援、家庭教育支援、地域活動が実施されています。



第2章 学校と地域の連携・協働の必要性と課題

地域学校協働活動や「協育」ネットワーク活動を通じて、地域の人々が協力し合う関係性や具体的な顔を合わせる場面を創り出すことは重要です。これらの取り組みにより子どものために一緒に活動することの連帯感、そして子ども自身が親以外の地域の人と出会うことで地域への愛着と感謝の念などが生み出されます。

地域の魅力とは地域で実際に生きる人の姿や活動そのものです。地域で活動する人の営みや後ろ姿に子どもが触れ、実感することは学校だけでは難しく、そのような学校にはない学びの場や機会を提供することは、まさに社会教育の役割です。また、地域学校協働活動に参画する地域住民が、これまで培ってきた経験や技術を生かすことは、生き甲斐づくり、自己実現にも資するものであり、地域の教育力向上や活性化に繋がるものです。

このようなことから学校と地域の連携・協働は、社会教育にとっても重要な取組であり、子どもの学びや成長だけではなく、地域づくり・人材育成においても必要な取り組みです。

第1節 学校と地域の連携・協働の必要性

学校は、全ての子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を養う場です。これからは、豊かな学びと成長を保障する場としての役割のみならず、地域コミュニティの拠点として、地域・社会の将来の担い手となる人材を育成する役割も果たしていかなければなりません。

一方、地域は捉え方が学年や学校種によって広がっていきますが、子どもたちが遊びや生活をもとに全人的に成長を遂げていくための豊かな基盤であり、実社会・実生活について体験的・探究的に学習できる場として、子どもたちの学びを豊かなものにする役割が期待されます。

特に、企業、NPOなども含めた様々な専門知識・能力を持った地域人材が関わることは、未来を生き抜く子どもたちに、実社会に裏打ちされた幅広い知識や能力を育成することにつながります。

加えて、子どもたちが多様な人々と関わりを持つことは、地域の将来を担う人材としてだけでなく、広い視野を持ち世界に羽ばたく人材を育成していくことにも有効です。

また、活動に参画する地域の人々にとっても、自らの活動を見直すきっかけになり、これまでの地域のつながりを再構築し、新たなつながりを創出することにつながります。

このほか、学校と地域の連携・協働の必要性としては、次のようなことが挙げられます。

1. 地域人材・次世代リーダーの育成

学校と地域の連携・協働を推進するためには、学校との連絡窓口や住民、保護者間の調整役など協働活動のコーディネーターができる人材が必要であり、現在、大分県が進める取組の中では地域学校協働活動推進員の育成が重要です。

また、次世代リーダーを育てていくためには、これまで関わることが少なかった高校生や大学生などの若い世代や地元企業等の学校支援や放課後の活動などへの参加を促し、活動の理解を深めたり地域における横のネットワークづくりをしたりすることを通じて、将来的に地域づくりや社会教育の担い手になるよう巻き込んでいく取組も重要です。

2. 学校のプラットフォームとしての可能性

学校には多くの人々が関わります。学校には、子どもたちや教職員だけでなく、保護者、地域住民、企業、団体、卒業生等、様々な関係者が頻繁に訪れることが想定できます。このような多くの主体に対する求心力を最大限に活用し、子どもの学びだけでなく、大人の学びや大人同士の関係性の構築に積極的に活用することが必要です。

3. 地域への愛着の育成

子どもたちは地域の中で多くの人たちに見守られ支えられながら成長していきます。そして将来は郷土を支える役割を担う立場になると考えられます。そのため、子どもの発達段階に応じ、郷土を学びの対象とした学習の充実を図り、郷土に対する理解を深め、郷土の発展に主体的に参加する意欲や態度を養っていくことが必要であると考えます。

郷土について学ぶことは、郷土に対する愛着や誇り、地域への帰属意識を育むことにつながり、それは子どもたちの自信や意欲を育むとともに、広い世界へ歩み出していくうえでの重要な要素になると考えられます。

【例1】 地域と連携したふるさとを愛する子どもの育成

— 地域の清掃活動を通して —

(中津市今津コミュニティーセンター)

(1) 概要

平成10年から小学校、中学校、地域住民が連携して地域の清掃活動を行っている。

(2) 具体的な取り組み

①センターの利用者に「協育」コーディネーターであるコミュニティーセンター館長が直接呼びかけることで、地域学校協働活動の参加者を増やし、活動が活性化

②コミュニティーセンター便りや学校便りによる地域住民や保護者への呼びかけ

③「いきいき今津まちづくり協議会」定例会議を月1回開催

(学校の課題や育てたい子ども像について「熟議」しながら、地域で情報を共有)

④多世代交流をとおした地域のつながり作り



【クリーンアップ
ごみゼロデーの様子】

(3) 成果

- ・地域住民が、子どもたちとの活動にやりがいや楽しさを感じている。
- ・地域住民と共に活動することで、感謝の気持ちや地域の大人の温かさを実感し、安心して過ごせるようになったと感じている子どもたちが増えた。(児童アンケートより)
- ・活動をとおして、自分たちが住む地域は、自分たちできれいにするという意識が芽生え、ゴミを捨てない・ゴミを拾うという行動も生まれている。
- ・活動をとおして、ふるさとを愛し、ふるさとを大切にするという意識の醸成につながっている。

4. 教職員の資質向上

教職員自身が地域の人々との関わりの中で得られる多様な活動・経験を通じ、地域や社会の変化を理解することで、地域の一員としての自覚や責任感を認識するとともに、教育者としての意欲が高まり、豊かな指導力の発揮にもつながると考えられます。教職員への研修の実施等により連携・協働の理解を深めることは、重要な取り組みと考えます。

【例2】**多様な地域人材と教職員との連携**

— 地域学校協働活動推進員による働きかけ —

(佐伯市立明治小学校)

(1) 概要

地域学校協働活動推進員が、ゲストティーチャーや学習サポーター、事業所の職員等に指導・支援の依頼について連絡調整し、多種多様な活動を展開している。



【土木事務所職員による地域学習の様子】

(2) 具体的な取り組み

- ① 地域教育推進担当教員と協力しながら保護者や地域住民、関係機関との連携を推進
- ② 校長等による教職員への地域との連携・協働の重要性の理解促進(研修等)
- ③ 学校運営協議会への参画による学校側へ地域の声を届けることや地域と連携した活動に会議内容を反映する仕組みづくり
- ④ 地域住民が学校の取り組みに参画しやすい学校側の体制づくり
- ⑤ 地域人材による伝統文化等の地域学習の実施

(3) 成果

- ・地域住民が学校の活動へ参画しやすい環境をつくったことで、取り組み支援や環境整備について、個人や団体だけでなく多くの企業にも積極的に支援してもらえるようになった。
- ・地域人材との連携の深まりにより、教職員の超勤時間等の削減や子どもと向き合う時間の増加につながっている。

・教職員アンケートでは、地域との連携に全教職員がやり甲斐を感じていると回答、学校と地域の連携・協働がスムーズかつ効果的に行われることにより、教職員の仕事に対するモチベーションが向上した。

第2節 連携・協働の課題と留意点

「学校を核とした地域づくり」の姿とは、地域の人々と学校が目標やビジョンを共有し、地域の人々が様々な取り組みを通して学校の教育活動に当事者として関わることにより、自らの活動を見直し、改善を図り、充実を目指していくことです。

「学校を核とした地域づくり」を進めるにあたっては、次のような課題と留意点が考えられます。

1. 核となる人材の育成・配置

学校と地域の連携・協働の充実に向けては、学校の要請を待つだけではなく、「地域の子どもたちは地域で育てる」という住民の主体的な意識の下で行われる必要があります。その活動の核となるのは、地域学校協働活動推進員や「協育」コーディネーター等です。

推進員等には、地域の活動をコーディネートし、地域の情報を把握するとともに、学校との橋渡し役となることが求められます。従前の役割は、学校支援活動、放課後や土曜日の学習等の支援といった活動それぞれのコーディネートを担うことでした。しかし、現在では、地域と学校が連携・協働した活動の中心となり、より広い視野で地域における学校との協働体制を作っていくことが必要です。

学校や地域の実態に沿った活動の企画・立案・実施をすることは、ハードルの高い課題です。推進員等には、研修等へ参加し学び合うことや推進員同士のネットワーク作り等に主体的に取り組むことができる人材がふさわしいと考えます。

地域と学校の連携・協働による活動が充実している地域では、行動力や熱意のある推進員やコーディネーターが活躍しています。しかし、多くの地域で、推進員、指導者、支援者として活動している方々が高齢化しており、後継者の育成が喫緊の課題となっています。県、市町村の教育委員会はこのような課題を解決し、推進員等を計画的に育成・配置していけるよう取り組むことが大切です。

【例3】 地域学校協働活動推進員の効果的な配置による活動の充実

— 統括コーディネーターの学校配置 —

(別府市立中部中学校)

(1) 概要

統括コーディネーター(市専門職員)を学校に配置し、学校運営協議会の事務や地域学校協働活動のコーディネートを専門的に行う体制の構築を行っている。

(2) 具体的な取り組み

- ①地域が学校について理解を深めるため、学校だよりの配布や統括コーディネーター等による自治会等の会議への出席
- ②教職員への地域連携に関するニーズ調査実施
- ③学校運営協議会で、授業内容等について、生徒との意見交換会等を実施
- ④キャリア教育における多様な地域人材の活用
- ⑤統括コーディネーターや地域人材による中学校の登校支援ルームへの援助

(3) 成果

・統括コーディネーターが地域との連携に力を注げるため、多くの地域の人々が学校の取組に参加することができた。また、学校便りを頻繁に発行することにより学校内の様子を知ること、地域住民にとっては、敷居の高かった学校の活動に参画しやすくなった。

・生徒にとっては、ワークショップや講演会等を通して、知らなかった地域のことや地元企業や仕事のことを学ぶことができ、将来を考えるきっかけになっている。

・登校支援ルームへの人材サポートにより、大幅に不登校の生徒が減少した。地域の人材等の支援により生徒の居場所づくりにも大きく寄与している。



【登校支援ルームでの見守りの様子】

2. 学校の統廃合に伴う課題

統廃合により学校数が減少している中で、「学校を核とした地域づくり」がどこまで実効性のあるものができるのか、加えて、人口が減少していくという前提の中で、地域をどこまで豊かにしていけるのかということは重要な課題です。

また統廃合により、遠距離をスクールバスで通学するような地域では、自分たちの地域の学校という意識が薄まってしまふことが考えられます。住民相互の心の距離が遠くなってしまふことのないよう、今まで以上に注意しながら取り組むことが求められます。

学区が広がったことに対するデメリットよりも、広域的な活動の展開や人材等の教育資源の確保といったメリットを見える化するとともに、それらを郷土学習に積極的に活用するなどの発想が必要です。

地域づくりの核となる学校が減ってしまうことで、これまでの地域のつながりを途絶えさせてしまうのではなく、新たな校区をベースにより広い地域のつながりを生み出していくことも必要となるでしょう。

3. 地域と学校の協力と適切な分担

学校現場の多忙化や、学校側に地域との連携・協働の必要性について理解が進んでいないことは活動を進めるにあたっての大きな課題です。

地域と関わる活動については結果的に教職員を巻き込む活動が多くなれば、負担に感じる教職員も増えてしまいます。地域から様々な提案がなされる場合や地域の活動に子どもを参加させたい場合に、学校を頼りにする際は、学校側の負担になる場合もあるため、活動の整理や学校運営協議会の活用などにより地域と学校の役割分担を行い、学校の過負担とならないように工夫することが大切です。

4. 学校と地域との目標や課題の共有

学校運営協議会の会議における課題としては、学校からの情報提供が優先され、学校運営等に地域住民が主体的に参画する体制までに至っていないことや、学校と地域がお互いの目標・ビジョンを共有できていないということが考えられます。

学校と地域住民が一体となって子どもたちを育てていくためには、まず、学校と地域住民が、子どもたちの実態について認識を共有した上で、学校も含めたその地域でどのように子どもを育てるのか、何を実現していくのかという目標を共有することが必要です。住民の主体的な参画のためには、学校運営協議会の会議を、学校からの一方的な情報提供だけで終わらず、繰り返し議論する中で地域の目標・課題の共有もできるような場にしていくべきです。

また、この時、地域の側での目標や課題の共有も欠かせません。

その結果、地域住民や保護者等が学校運営に対する理解を深め主体的に参画することで、子どもたちのために、学校をより良いものにしていこうという当事者意識を持ち、子どもの教育に対する責任を分担していくことができると考えられます。

次に、共有した目標に向かって、ともに活動する場が必要です。それぞれが果たすべき具体的かつ明確な目標を設定し、一丸となっている実感があるときに高いモチベーションが生まれ、学校も地域もより良く発展していきます。

【例4】 好循環を生み出す学校と地域の目標・課題の共有

— コミュニティ・スクール導入による高校魅力化と地域活性化 —

(大分県立久住高原農業高等学校)

(1) 概要

生徒の健全な育成や地域に根ざした学校づくりを行うため学校運営協議会を設置し、多くの地域人材を委員とすることで、多方面からの協力を得られる体制づくりを行っている。

(2) 具体的な取り組み

- ① 企業、農業法人、地元農業関係者や大学等との連携(CS委員)
- ② 学校運営協議会委員等を通じて高校生のインターンシップ先を確保し、農業のやりがいや楽しさを理解させるようなプログラムを構築
- ③ 学校設定科目の「チャレンジMy農場」や「竹田久住高原学」を、地域の企業や行政機関と連携して実施
- ④ 竹田市と連携して生徒を全国募集(竹田市による学生寮の設置及び運営)

(3)成果

- ・地域や職業についての魅力に気づき、地元へ定着や就農する生徒が増えている。そのため、持続可能な地域を目指す取組にもつながっている。
- ・多くの地域住民からの支援を受けることで、生徒自身取組に前向きになり、主体的に取り組むことができる生徒の育成につながっている。
- ・生徒の進路希望達成と地域の後継者の育成の双方の課題解決につながっている。
- ・小中学校への出前授業が地域へ貢献することの大切さや楽しさに気付くことにつながった。
- ・小中学生は、身近な高校生から教わることで、学習に興味を持って望むことができた。



【小学校への出前授業の様子】

第3章 今後の連携・協働に向けて各主体に求められること

学校と地域の連携・協働の取り組みにより、地域の未来を担う人材を育成し、学びと社会参画の好循環を作り出すことは、地域全体の教育力を高め、地域社会の持続的発展や活性化に向けた大きな原動力となるはずです。子どもと大人が共に学び、地域の未来について考えることは、子どもたちだけでなく大人自身の学びや生きがいがいづくりにつながります。

今後各地で活発な取り組みが展開されるために、各主体がどのように取り組むことが必要であるかを考えてみます。

第1節 学校(教職員)

学校は、より一層地域とのつながりを求められるようになってきました。今後のさらなる展開に向けて、学校を子どもたちの学びの場だけではなく、教職員を含めた大人たちの学び合いの場と捉え、社会教育関係団体・施設や企業とも連携しながら、どのように学校運営を進めていくべきかを考えることが必要です。

例えば、学校の空き教室を家庭教育支援に関する活動の場として、福祉部局等との連携も取りながら、地域に開放することにより、学校を子育て家庭にとって身近で日常的な場にすることができれば、子育て支援等にも大きく寄与できるのではないかと考えます。

また、教職員には勤務する地域の自然や歴史文化、社会状況、保護者や地域住民の思いなどを知ることも必要と考えます。地域に出て、交流する中で得られる多様な経験により、地域や社会の変化を理解し、地域の一員としての自覚や責任感を認識するとともに、教育者としての意欲を高め、豊かな指導力を発揮してほしいと考えます。

このように、学校施設の利用や教職員の活動を進めるためには、校長を始めとした管理職の理解やリーダーシップが不可欠です。校長が学校と地域の連携協働の重要性を理解し、子どもや教職員だけでなく保護者や地域住民を含めた「チーム学校」となるようなマネジメントを強く期待しています。

第2節 地域

現在、子どもが学んでいくにあたって、学校だけでは地域の人的資源や教育資源を確保することが困難な現状があります。そこに地域(社会教育)の役割が必要となってきます。地域の人々が関わることにより、新たな知見を得て、これまでできなかった体験ができるようになり、学びの質が向上し活動の幅が広がります。社会教育としては、学校にはない学びをいかに用意できるかが重要となってきます。その時にもまた、地域の人々の力が必要となるのです。

これまで、地域住民の教育の拠点としての役割は公民館が担ってきました。また、現在でも変わらず公民館は地域活動の中心であり続けています。公民館は、地域住民や団体等との関わりから地域の教育資源等について多くの情報を持っています。そのため、公民館は「学校や

子どもたちのために何かしたい」と思っている地域住民と学校との懸け橋となることができます。地域住民の参画を促すためには、公民館の果たす役割は大変重要です。

地域住民の活動への参画は、大人の生き甲斐づくりや生涯学習、そして家庭教育支援にもつながります。また、子どもには、大人が学ぶ姿や地域を大切にしている人々の後ろ姿を見せることによって、自分たちが住む地域は自分たちでつくるものだということを感じ取ってもらえる良い機会になります。

今後、学校が子どもたちの学びの場としてだけでなく、大人同士の学びやその学びを活かすことのできる場になることは、将来的に地域の活性化や地域人材育成の重要な場所にもなると考えます。

推進員やコーディネーター等は公民館に配置されている場合も多く、公民館職員も地域活動のコーディネートを行っています。このようなことから、地域住民が公民館や推進員のコーディネートのもと、地域学校協働活動に参画することを期待します。

第3節 子どもたち

これからの子どもたちは、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、社会の創り手となれるように成長することが重要です。

子どもたちは、地域の多様な人たちと関わり学んでいくことで、自分の住む地域や社会を広く知り、自分の活動が誰かのためになるといった気づきを得るなど、心豊かに成長していく機会を持つことができます。そのため子どもたちは、地域に出て、伝統行事やイベント等の担い手として参加するとともに、地域の課題を解決する学びに積極的に取り組んでほしいものです。

仲間や地域の大人と協働しながら、地域が抱える課題解決に向けて行動することは、地域の構成員として、また、当事者として地域社会の担い手としての子どもたちの自覚を高めることにつながります。子どもたちには、その学びの中で、社会や世界と向き合う資質や能力を養うとともに、ふるさとへの誇りと愛着を抱き、地域や社会を支える人材に育ててほしいと考えます。

【例5】

地域課題解決とまちづくりの取り組み

— 中学生の地域ボランティア活動をとおして —

(佐伯市立鶴谷中学校)

(1) 概要

学校の環境整備、子どもたちの学習補助や地域生活における安全・安心の確保において、多くの地域人材や住民ボランティア等が「協育」ネットワークでつながっている。

また、学校から地域行事への参画する地域貢献活動も始まり、学校と地域が双方向で活発に連携・協働の取り組みを行っている。



【中学生による地域ボランティアの様子】

(2) 具体的な取り組み

- ①地域学校協働活動推進員のコーディネートによる様々な地域行事への中学生ボランティアの参画
- ②総合的な学習の時間において、地域住民の協力により地域課題解決とまちづくりに向けた学習を推進
- ③空き教室をCSルームとして活用し、学校関係者との連携を強化するとともに、校舎内にCS情報掲示板を設置し、地域学校協働活動への地域住民の参画意識を高める取り組みを実施

(3) 成果

- ・活動が生徒の社会参画の意欲や自己有用感を高めることや地域の一員としての自覚につながっている。生徒の積極的な活動が地域住民に与える効果も大きい。
- ・活動実施にあたっては、地域学校協働活動推進員が学校と地域の橋渡し役を果たしており、地域と学校双方にとってつながりやすい体制が構築されている。
- ・CSルームを設置したことにより、多くの地域住民が気兼ねなく学校を訪れやすい環境ができている。

第4節 保護者

学校の行事に積極的に関わることができる保護者が特定の人に偏っている場合もある一方で、関わりたいと考えていても子育てや仕事で充分に関われていない保護者もいます。そのような場合、直接的に参加しなくても、活動について家庭内で子どもと話題にするだけでも、学校や地域の取り組みに関わっているという柔軟な考え方を持つことも必要です。このように直接的な行動に表れない連携や、その人なりの関わり方の形があることを理解し、他の関係者に対して理解を求めるような活動もネットワークを広げていくためには、大切な考え方です。

学校を親同士の交流の場として活用することは、新たなネットワークの形成に向けては大変効果的です。特に経験の少ない保護者にとって、自らの悩みや不安を気軽に相談できるような相手を見つけることは、安心して子育てができることにつながると考えます。

また、子どもの卒業後、保護者に自由な時間があれば、地域の一員として学校や地域の取組に関われるような仕組みをつくることも考える必要があります。

保護者が地域の行事に参加すると子どもも一緒に参加するようになり、また、子どもが参加すると保護者も一緒に参加するようになります。これらは地域の活性化につながるはずです。

専門家でなくても保護者や地域住民など、地域の中には教える立場になれるという方も多くいると考えられます。放課後の活動や学校支援等で出番を作ることにより、活動の経験を積み重ねていけば、将来的には人材不足の状況も変えられるのではないのでしょうか。

第5節 企業・団体

企業にも、CSR活動のように、学校の教育活動や地域行事への協力や支援を行う等、様々な形で社会貢献事業を展開していくことが期待されています。

自治体や地域住民との協働に取り組む企業も増えてきています。企業と連携することで、子どもたちは、実社会の生の情報に触れ、リアルな体験や専門知識、先端的な技術について学ぶことが期待できます。

また、地域の企業にとって、学校への支援を通じた子どもとの関わりは、将来的な担い手育成にもつながることが考えられるのではないのでしょうか。

社会教育関係団体やNPO団体は、地域活動を実践していく主体であり、住民が参加していく受け皿としても期待しています。学校の教育活動に参画することにより、組織・活動の自己点検・自己評価を進めるとともに、青壮年層の地域づくりへの参加奨励及び参画機会の提供につながることを期待します。

第6節 行政

地域活性化や人材育成を進めるためには、まずは、学校教育行政と社会教育行政がしっかりと協力体制を構築することが大切です。社会教育行政が学校教育行政へ連携・協働を積極的に働きかけることは欠かせません。それに加え、放課後児童クラブや児童福祉施設、社会福祉協議会等の保健福祉や地域振興等の様々な地域づくりに関わる部局と連携していくことが必要だと考えます。地域づくりや人づくりという目標を共有できる部局や民間企業等とこれまで以上に連携・協働し事業の充実を図るとともにその仕組みを作ることが重要です。

教育委員会においては、持続可能な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館などの社会教育施設の機能強化や社会教育における人材の養成と拡充が必要です。

地域住民が学校において子どもと関わる中で、学びを通して地域課題の解決につなげられる取り組みも望まれます。そのためには学校の教育活動に様々な人々に関われる機会と仕組みづくり、そして、地域の人が活動の後に振り返りを行えるような公民館をはじめとした集いの場を、社会教育の様々な場面で提供することが望まれます。

また、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進を実効性のあるものにするため、地域学校協働活動推進員等の人材育成、新たな関係者の発掘、交流する場の創出などを施策として推し進めていく必要があります。

第4章 教育行政への期待

第1節 社会教育行政と学校教育行政への期待

地域社会における「学校を核とした地域づくり」の取り組みと、学校における「地域とともにある学校づくり」の取り組みが「社会に開かれた教育課程」を軸に両輪となる必要があります。

そのためには、社会教育行政と学校教育行政が歩調を合わせ、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの連携を推進すること、地域について学ぶ機会を社会教育や学校教育の場で創出すること、地域で活躍している人材や好事例について広く知り合い交流する場を創出すること、人材の育成、新たな関係者を発掘することなどについて県、市町村、それぞれの立場で今後も推し進めていく必要があります。

社会教育行政と学校教育行政が共通のビジョンを持ち、協力して「学校を核とした地域づくり」に取り組むことを期待しています。

第2節 県教育委員会への期待

県教育委員会には、人材育成のための人的支援や相談体制の整備、多様な地域活動プログラムの開発、提供等、市町村教育委員会に対しての伴走支援体制の構築が求められます。

具体的には、現在活動している関係者に対する研修をより充実させることが大切です。そして、県内外のモデルとなる好事例や先進事例について紹介すること等により、担うべき役割や活用すべき教育資源の理解が必要です。さらに、県と市町村で連携し、研修内容等について見直しや棲み分けを行えば、より効果的で多種多様な研修の実施が可能になると思われます。

新たに地域学校協働活動推進員やコーディネーター、支援者を発掘し、「学校を核とした地域づくり」への参画を促していくには、「おおいた教育の日」の取り組みや、県の広報、所管する各種団体への働きかけなど、様々な機会に「地域学校協働活動とは何か」、「どのような効果があるか」などの理解促進を図ることができる情報発信や普及啓発活動を実施することが重要です。

学校教育における「地域とともにある学校づくり」の観点からも、社会教育課は義務教育課や教育事務所、高校教育課、特別支援教育課などと連携し、地域との連携・協働の重要性について教職員の理解を深める取り組みをより一層進めてほしいと思います。

そして、社会教育・学校教育双方の関係者の意識の変革を促し効果的な推進を図るためには、社会教育課が旗振り役となり、社会教育と学校教育との垣根を超えた市町村支援の取り組みを進め、市町村教育委員会を通じて各学校や関係者にも助言や支援を行える体制づくりと、窓口となる機関を明確にすることが重要です。さらに県教委育委員会内において、関係課や教育事務所等と定期的な情報交換や取り組みの協議を行う場を設定する必要があります。

あわせて、社会教育主事・社会教育士の養成や市町村における地域学校協働活動推進員

の養成・発掘と効果的な配置促進等に向けた財政面も含めた支援も必要です。

第3節 市町村教育委員会への期待

市町村教育委員会には、活動において地域住民や団体等がそれぞれ担う役割や、やり甲斐について理解を深められる情報提供などの取り組みを行うことが求められています。

地域の中には、「他人の役に立ちたい」、「自分の持った知識や技術を生かしたい」と考えている人々がいるはずで、そのような人々への周知のためにも保護者をはじめ多くの主体に関わってもらうことが重要であり、学校、PTA、自治会、各団体等のネットワークを活用したSNSや広報誌、地域の行事を通じた広報活動や年代に応じて工夫した啓発活動を実施することが大切です。また、地域住民に対する説明会や研修の実施等を通じて活動に対して興味や関心を持つことができるような情報提供を行うことが必要です。併せてPTAや自治会役員等の経験者、社会教育団体指導者、元教職員、元行政職員等、多くの人に声をかけ、研修会や交流会を開催し人材育成を図ることも大切です。

管内における地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な取組を一層推進し、学校と地域を繋ぐ人材として、地域学校協働活動推進員の養成・発掘と効果的な配置促進等を図ることも必要です。

そのためには、社会教育部局と学校教育部局の枠を超えた連携・協働の強化が不可欠です。さらには、子どもたちを育てることが将来的に持続した地域づくりに繋がるという視点を持ち、まちづくり協議会や子育て支援、自治会を所管する部局とも連携・協働しながら事業を行うことが求められます。まずは、他部局との簡単な打ち合わせや関係する会議へのオブザーバー参加や共催による研修会等が実施されることを期待しています。

また、地域の人々が自らの活動を振り返り、次の活動に繋げ、新しいつながりを作るための支援を継続して行うことが必要です。公民館は地域の側の連携・協働のキーステーションであり、地域づくり、人づくりの拠点としての役割が今後も求められています。そのため、公民館の社会教育施設としての機能は必要不可欠であり、学校の拠点化に限らず、公民館をはじめとした社会教育の体制整備は学校・家庭・地域の連携・協働において何よりも欠かせません。

社会教育の体制整備は人的配置だけには留まりません。子どもたちが学ぶ場所は学校だけではないため、公民館など地域における学びの場におけるICTや安全・安心な環境整備も必要です。

おわりに

これまで述べてきたように、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく社会を実現するためには、学校・家庭・地域が「どんな学校」「どんな地域」を作りたいかというビジョンを共有し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える機運を高め、その三者が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動が行われることが望まれます。

そこには、「子どもと大人が学び合う仕組みづくり」が必要となります。

「学校は子どもたちや地域住民を含めたみんなの学校である」という考えのもと、学校を中心に学び合う関係づくりが継続的なものになれば、社会教育にとって大きな柱となるのではないのでしょうか。

大人は、学校における子どもたちの教育活動に参画する中で、これまでのつながりを大切にしつつ、新しいつながりを作ることが必要です。そのためには、学校のパートナーである地域社会も、これまでと同様に公民館等で行われる生涯学習・社会教育の学びや地域活動の充実に向けた取り組みが欠かせません。

子どもや若者たちは、地域活動等に前向きに取り組んでいる地域の人々との関わり合いから、積極的に活動する魅力的な大人に対するあこがれや地域への愛着を育み、将来的には地域の未来を切り開く人材へと成長してほしいと思います。

これらの取り組みを、地域の側からの単なる学校支援や子育て支援の活動で終わらせるのではなく、地域の人々にとって、「気持ちよく取り組める活動」や「やりがいのある活動」としていくことができれば、活動に参画する地域住民が増え、地域を支える人づくりにつながります。

それらの営みにより、地域がよりよい環境に作りかえられることが、社会教育による「地域づくり」といえるでしょう。

本建議で示した手立てなどを反映した取り組みが、県内各地域において展開されることを強く望んでいます。

【 卷 末 資 料 】

- ・大分県社会教育委員名簿
- ・調査審議の経過
- ・関係法規

大分県社会教育委員名簿

任期:令和3年5月1日～令和5年4月30日

選出分野	氏名	職名及び所属
学校教育関係者	今井真己	幼保連携型認定こども園 ももぞのこども園 副園長
	伊東俊昭	佐伯市立明治小学校 校長
	中城美加	豊後大野市教育委員会学校教育課 課長
	鶴原誠二	大分県立爽風館高等学校 校長
社会教育関係者	和田俊二	大分県高等学校PTA連合会 会長
	鄭加代	大分県PTA連合会 顧問
	利光信正	中津市北部公民館 館長
	安達美和子	大分県地域婦人団体連合会 理事
	門脇邦明	NPO法人ハットウ・オンパク 事業マネージャー
	佐藤真由美	人と本を結ぶ読書支援プロジェクト「ゆい(結い)」 主宰
	高尾徳昭	日田市公民館運営事業団 職員
家庭教育関係者	若林優子	NPO法人子育て応援レストラン 理事長
	園田暁子	くすのき児童クラブ 統括代表
	峯野希美	竹田市直入放課後子ども教室 コーディネーター
	萱島かよ	国東市協育ネットワーク推進協議会 コーディネーター
学識経験者	佐藤公一	大分海運株式会社 代表取締役社長
	高見大介	日本文理大学学長室員・人間力育成センター長
	植山朋代	府内耳鼻咽喉科 副院長
	盛本功爾郎	別府大学 理事 法人事務局長
	永田誠	大分大学教育学部 准教授

(令和5年3月現在)

調査審議の経過

令和3年度

日時・場所	会議内容
6月9日(水) コンパルホール (オンライン併用)	第1回会議 ・令和2年度建議に基づく大分県社会教育課事業について ・社会教育課事業視察について
11月13日(土) 別府市西部地区公民館	第2回会議(視察) ・外国人とのコミュニケーション拡大事業
11月14日(日) 香々地青少年の家	第2回会議(視察) ・生き生きオートムキャンプ
11月22日(月) 日田市立三隈中学校	第2回会議(視察) ・地域学校協働活動関係者研修
11月24日(水) 姫島村離島センターやはず	第2回会議(視察) ・女性の地域活動活性化支援事業
12月26日(日) 日田林工高等学校	第2回会議(視察) ・体験型子ども科学館「O-L a b o」サテライト講座
2月24日(木) コンパルホール (オンライン併用)	第3回会議 ・事業視察(第2回会議・視察)報告について ・令和4年度建議(案)について

令和4年度

日時・場所	会議内容
8月3日(水) コンパルホール (オンライン併用)	第1回会議 ・建議の概要決定 章立て(構成)を作成
※9月～	調査研究の実施 「支援者の実態調査と取組事例の収集」
1月11日(水) 県庁新館大会議室	第2回会議 ・建議の具体的内容を検討
2月22日(水) 県庁新館B22会議室 (オンライン併用)	第3回会議 ・建議内容の最終検討
3月下旬	教育委員会へ報告(建議の提出)

関係法規

社会教育法(抄)

第四章 社会教育委員

(社会教育委員の構成)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の定数等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

大分県社会教育委員条例(抄)

第一条 社会教育法(昭和24年6月法律第207号)第十五条に基づき社会教育の振興に資するため大分県社会教育委員(以下委員という)をおく。

第二条 委員の定数は二十人以内とする。

第三条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、大分県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

第四条 委員の任期は2年とする。欠員補充の場合は前任者の残任期間とする。ただし特別の事情ある場合は任期中解嘱することができる。

第五条 委員は年三回会議(以下「委員会」という)を開く。ただし必要に応じて臨時に開くことができる。

第六条 委員会は教育長が招集する。

第七条 委員会は委員長及び副委員長を互選する。

2 委員長は委員会の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し委員長に事故のあるときはその職務を代理する。

第八条 委員会は委員定数の二分の一以上出席しなければ開会することができない。

第九条 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決する。可否同数なるときは委員長が決する。

第十条 委員会は必要に応じ専門的な事項を審議するため専門部会を開催することができる。

第十一条 専門部会の開催に必要な事項は委員会で定める。

大分県社会教育委員会議による建議

学校を核とした地域づくりの具体的方策について
～子どもと大人が学び合う地域づくり～

発行年月	令和5年6月
発 行	大分県教育庁社会教育課 〒870-8503 大分市府内町3-10-1 T E L 097-506-5526
印 刷 所	システムトアール大分